

訪問介護 富士市介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス） 重要事項説明書

当事業者が提供する訪問介護・介護予防訪問介護・富士市介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス）の内容に関し、貴殿に説明すべき重要事項は次の通りです。

《1》 事業者の概要

事業者	名 称	株式会社エフ・エム・シー
	所 在 地	横浜市青葉区あざみ野一丁目4番地3
	電 話 番 号	(045) - 482 - 9811
	代 表 者 氏 名	代表取締役 : 細谷実知博
事業所	名 称	ヒューマンヒルズ吉原訪問介護
	所在地	静岡県富士市吉原4丁目7番15号
	電 話 番 号	(0545) - 54 - 0557
	管 理 者 氏 名	石井邦明
	介護保険事業所番号	2272303013
	指 定 年 月 日	平成 31年 4月 1日
	サービスを提供する 通常の実施地域	富士市・富士宮市（旧富士川地区は除く）
	第三者評価の実施の有無	なし

《2》 サービス提供時間

営 業 日	月曜日～土曜日
営 業 時 間	8:30～17:30
日曜日及び12月30日から1月3日まではお休みします。 ※ ご利用者の希望により、時間外相談に応じる場合もあります。	

《3》 職員の勤務体制

(令和7年1月7日現在)

職種	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤	事業所の管理、運営
サービス提供責任者	3名	常勤・非常勤	訪問介護業務、管理
訪問介護員	11名	常勤・非常勤	訪問介護業務

《4》 訪問介護・富士市介護予防生活支援サービス（訪問型サービス）の運営の方針

当事業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、入浴・排泄・食事の介助その他生活全般にわたる援助を提供し、利用者が住み慣れた環境の中で、健やかに日常生活を営むことができるよう、利用者主体の介護サービスに努める。

《5》 介護サービスの内容

当事業所が貴殿に提供するサービスは、以下の通りです。

指定の時間に応じて（利用者個々の訪問介護計画に沿って）選択されたサービスを提供します。

サービスの種類	サービスの内容
身体介護	食事・入浴・着替え・排泄・移動・服薬・外出の介助、口腔ケア、体位交換、清拭・整容、医師の指示による特別な調理、自立支援のための見守りの援助、その他制度に準ずる内容
生活援助	住居の掃除・整理整頓、一般的な調理、洗濯、生活必需品の買い物・薬の受け取り、衣類の整理・補修・ベッドメイク・その他制度に準ずる内容

《6》 利用料金

当事業者の訪問介護サービスに際し、貴殿が負担する利用料金は、原則として介護保険負担割合証に記載された割合で算定します。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

詳細については重要事項説明書別紙にあります。

《7》 その他の費用

(1) 交通費

訪問介護サービスを提供するための交通費は、富士・富士宮市内の方は無料です。その他の地域の方は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmあたり25円の交通費用のご負担となりますので、ご了承ください。

(2) キャンセル料金

前日 17 時までのご連絡	無料
前日 17 時までにご連絡が無い場合	1,000 円

※ただし体調の急変や急な入院等、やむを得ない事情がある場合はキャンセル料の請求はいたしません。

《8》 利用料金の支払い方法

当事業所に支払う料金のお支払方法については、月毎の清算とします。毎月10日迄に、前月分ご利用頂いたサービス利用料金の請求をいたします。お支払方法は「集金・口座引き落とし・口座振込」とします。

《9》 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

《10》 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、または、まん延しないように必要な処置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

《11》 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じます。

《12》 ハラスメント行為防止について

適切な居宅介護支援及び介護ケアマネジメントの提供を確保する観点からハラスメント行為への対策を講じます。

《13》 第三者評価の実施状況

なし

《14》 緊急時の対応方法

訪問介護サービスの提供中に貴殿に容体の変化等があった場合は、速やかに御家族・担当ケアマネジャーや主治医等に連絡します。

主治医	氏名
	連絡先
緊急連絡先	氏名
	連絡先

《15》 苦情処理

貴殿は当事業所の訪問介護サービスの提供についていつでも苦情を申立てることができます。

(苦情相談窓口) 担当者 : 石井 邦明

電話番号 : (0545) 54-0557

